

令和5年3月20日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について (再周知)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありました。

本事務連絡は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定されていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い接種を延期された方については、接種可能になった後、できる限り早期の接種が望ましい旨、連絡するものです。概要につきましては、下記のとおりです。

なお、本事務連絡は主に都道府県や市町村に向けた通知であり、定期予防接種の取扱いについては、地元自治体（行政）にご確認をお願いいたします。

以上、貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1) 予防接種法の規定による定期の予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応をとること。

2) 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記1の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市区町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則におけるやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】

大阪府医師会地域医療1課
(06-6763-7012)